

## 元介護サービス事業所等の不正請求等について

都は、以下の事業所において、「介護保険法」及び「生活保護法」並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される不正請求等が行われたことを確認しました。

当該事業所は、令和3年6月17日付けで廃止となっていることから、行政処分の対象にはなりません。が、監査の結果、指定取消処分に相当する不正の事実が認められたため以下のとおり公表します。

### 1 事業者の名称・所在地

- (1) 名称 株式会社HMS  
代表取締役 植松 真一
- (2) 所在地 東京都江戸川区篠崎町5-3-19

### 2 不正請求等を行った事業所名等

事業所名	ケアサポート ぱんだ
事業所所在地	東京都江戸川区篠崎町5-3-19
サービス種別	
(指定居宅サービス事業)	訪問介護【介護保険法、生活保護法】
(指定障害福祉サービス事業)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護【障害者総合支援法】
介護保険法指定年月日	平成23年6月1日
生活保護法指定年月日	平成23年6月1日
障害者総合支援法指定年月日	平成23年7月1日（居宅介護、重度訪問介護、行動援護） 平成23年10月1日（同行援護）

### 3 参考条文

- 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項  
障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項

〔裏面に続く〕

(問合せ先)

- |                |                      |                 |
|----------------|----------------------|-----------------|
| ・ 監査結果について     | 福祉保健局指導監査部指導第一課      | 直通 03-5320-4290 |
| ・ 介護保険について     | 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課    | 直通 03-5320-4274 |
| ・ 生活保護について     | 福祉保健局生活福祉部保護課        | 直通 03-5320-4059 |
| ・ 障害福祉サービスについて | 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 | 直通 03-5320-4325 |

## 4 不正請求等の概要

### (1) 指定居宅サービス事業

#### ア 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号該当）

令和元年5月から令和2年12月までの間において、本件法人代表者兼管理者（指定居宅サービス事業）自らの指示により、1,285回、元のサービス提供記録を破棄し、虚偽のサービス提供記録を作成した。

#### イ 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号該当）

令和元年5月から令和2年12月までの間において、指定訪問介護について、上記アの虚偽のサービス提供記録に基づき、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。

#### ウ 居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為（介護保険法第77条第1項第11号該当）

令和元年度の介護職員処遇改善加算の実績報告において、介護職員以外の者に賃金改善を行ったにもかかわらず、介護職員を対象に賃金改善を行ったと虚偽の実績を報告した。また、令和2年11月9日に、既に退職した職員をサービス提供責任者とする虚偽の変更届を提出した。

### (2) 指定障害福祉サービス事業

#### ア 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号該当）

令和元年10月から令和2年12月までの間において、827回、元のサービス提供記録を破棄し、虚偽のサービス提供記録を作成した。

#### イ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号該当）

令和元年10月から令和2年12月までの間において、指定居宅介護及び指定同行援護について、上記アの虚偽のサービス提供記録に基づき、不正に介護給付費を請求し、受領した。

#### ウ 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号該当）

令和元年度の福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告において、福祉・介護職員以外の者に賃金改善を行ったにもかかわらず、福祉・介護職員を対象に賃金改善を行ったと虚偽の実績を報告した。

## 5 不正受領額

約1,165万円

（内訳）

指定居宅サービス事業 約564万円（うち約46万円は介護扶助分）

指定障害福祉サービス事業 約601万円

## 参考

### 関係法令

#### 介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の取消し等）

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三（-略-）

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五（-略-）

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七～十（-略-）

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二、十三（-略-）

#### 生活保護法（昭和25年法律第144号）

（指定の辞退及び取消し）

第51条（-略-）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三（-略-）

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五～十（-略-）

（介護機関の指定等）

第54条の2（-略-）

2～4（-略-）

5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6（-略-）

## 生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）

（介護扶助に関する読替え）

第 6 条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（前略）		
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
（後略）		

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

（指定の取消し等）

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三（-略-）

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六～九（-略-）

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一、十二（-略-）